

【静岡県ヤングクラブバレーボール連盟加盟規程】

《構成員及び団体条件》

- 1) JVAに個人登録された4月1日現在で14歳または19歳までの男女で構成された男子団体及び女子団体であること。
- 2) 団体の代表者及びスタッフのうち1名は、日本スポーツ協会指導者資格を有しJVAに有効に登録されたものとする。
ただし、申請時において資格を有した者がいない場合は、1年以内に取得すること。
- 3) 大会に参加する場合は団体スタッフのうち1名は、必ず審判の出来る者を帯同させること。
(有資格者であること)
- 4) 団体の「代表者」は責任の取れる成人であること。
- 5) 既にヤングクラブ連盟に登録している団体代表者の推薦を得られること
- 6) 本連盟の主旨、目的、規約及び細則を十分に理解し、本連盟の事業運営に協力できる団体であること。
- 7) 中学校部活動の単独団体でないこと。

《所属中学校への対応》

- 1) チーム代表者は以下の書面を学校に提出すること。
 - ・年度初めに選手の所属中学校に対し、団体の活動内容、選手の紹介をすること。
(年度途中の入部の場合は速やかに報告すること)
 - ・本連盟が開催する大会への選手の参加に関しては、顧問を通じ学校長に「報告」すること。
- 2) 中学校の部活に重複所属する選手が中学校部主管大会に出場する場合は部活動で参加するか、ヤングクラブで参加するかをチーム年度切り替え時期（8月末まで）に所属中学に報告すること。
選手の中学校部主管大会の参加は、原則として年間を通して統一したチームで参加すること。

《その他》

- 1) 本連盟が主催する大会期間中及びこれに伴う移動中に生じた事故並びにその他の傷害については、本連盟は瑕疵のあるものは除き一切その責任を負わない。
従って、団体関係者は全員必ずスポーツ安全保険等に加入すること。
- 2) 団体の規約が整備されていること。
- 3) 保護者会が組織されていること。
- 4) コンプライアンスを徹底し、暴力・暴言等を排除すること。
- 5) 加盟後、著しく連盟に不利益な行動、発言が有った場合は、「嚴重注意」、「訓告」等の処分を行なう。さらに必要なら常任理事会の決議をへて連盟登録を取り消すことがある。

《審査》

- 1) 新規加盟しようとする団体は、①団体規約、②役員、選手（学校名付記）等の名簿、③活動内容及び活動実績表（6ヶ月以上必要）④父兄会規約 ⑤連盟登録団体代表者の推薦状 ⑥新規加入手続き説明通知書（⑤と⑥の書類雛形は事務局より送付）

以上①～⑥を事務局に提出する。

提出先メールアドレス：yamasa0628@yahoo.co.jp 事務局 山梨宛

なお提出の期限は6月末日とする。

- 2) 上記書類が提出された後、常任理事会において審査し加盟の可否を決定する。
- 3) 本連盟への正式な加入は未登録団体として1年間（連盟主催3大会）の活動実績を経てからとする。

令和6年2月18日改正